

参考

表 4-5-1 中学生英語と理科の実施状況

		中学生理科			
		度数 全体%	行って いない	行って いる	計
中学生英語	行って いない	24	3	27	
		28.6%	3.6%	32.1%	
	行って いる	34	23	57	
		40.5%	27.4%	67.9%	
計		58	26	84	
		69.1%	31.0%		

p < 0.05

表 4-5-2 中学生英語と社会の実施状況

		中学生社会			
		度数 全体%	行って いない	行って いる	計
中学生英語	行って いない	22	5	27	
		26.2%	6.0%	32.1%	
	行って いる	29	28	57	
		34.5%	33.3%	67.9%	
計		51	33	84	
		60.7%	39.3%		

p < 0.05

表 4-6-1 小学生理科と中学生理科の実施状況

		中学生理科			
		度数 全体%	行って いない	行って いる	計
小学生理科	行って いない	55	7	62	
		65.5%	8.3%	73.8%	
	行って いる	3	19	22	
		3.6%	22.6%	26.2%	
計		58	26	84	
		69.0%	31.0%		

p < 0.05

表 4-6-2 小学生社会と中学生社会の実施状況

		中学生社会			
		度数 全体%	行って いない	行って いる	計
小学生社会	行って いない	49	7	56	
		58.3%	8.3%	66.7%	
	行って いる	2	26	26	
		2.4%	31.0%	33.3%	
計		51	33	84	
		60.7%	39.3%		

p < 0.05

表 4-7-1 児童相談所で用意したテキストと児童相談所で用意したプリントの使用関係

		児童相談所で用意した プリント			
		度数 全体%	使用し ていな い	使用し ている	計
児童相談所で 用意した テキスト	使用し ていな い	35	37	72	
		40.2%	42.5%	82.8%	
	使用し ている	2	13	15	
		2.3%	14.9%	17.2%	
計		37	50	87	
		42.5%	57.5%		

p < 0.05

表 4-7-4 学校の教科書と市販のプリントの使用関係

		市販のプリント		
度数 全体%		使用し ていな い	使用し ている	計
学校の教科書	使用して いない	23 26.4%	29 33.3%	52 59.8%
	使用して いる	6 6.9%	29 33.3%	35 40.2%
	計	29 33.3%	58 66.7%	87

p < 0.05

表 4-7-4 市販のプリントと児童相談所で用意したプリントの使用関係

		児童相談所で用意した プリント		
度数 全体%		使用し ていな い	使用し ている	計
市販のプリント	使用して いない	4 4.6%	25 28.7%	29 33.3%
	使用して いる	33 37.9%	25 28.74%	58 66.7%
	計	37 42.5%	50 57.5%	87

p < 0.05

表 4-7-4 学校の教科書の使用状況と中学生理科の実施状況

		中学生理科		
度数 全体%		行って いない	行って いる	計
学校の教科書	使用して いない	39 46.4%	11 13.1%	50 59.5%
	使用して いる	19 22.6%	15 17.9%	34 40.5%
	計	58 69.0%	26 31.0%	84

p < 0.05

表 4-7-5 学校の教科書の使用状況と中学生社会の実施状況

		中学生社会		
度数 全体%		行って いない	行って いる	計
学校の教科書	使用して いない	35 41.7%	15 17.9%	50 59.5%
	使用して いる	16 19.1%	18 21.4%	34 40.5%
	計	51 60.7%	33 39.3%	84

p < 0.05

表 4-7-6 学校の教科書の使用状況と中学生英語の実施状況

		中学生英語		
度数 全体%		行って いない	行って いる	計
学校の教科書	使用して いない	22 26.2%	28 33.3%	50 59.5%
	使用して いる	5 6.0%	29 34.5%	34 40.5%
	計	27 32.1%	57 67.9%	84

p < 0.05

学習時間に感じた困難さ（自由記述）

- ほとんどの児童が学力に遅れがあり、1対1に近い対応でなければ前へ進めない時。学年も能力も様々な児童が複数（多く）になると対応が難しい。
- 年齢や学力にばらつきがある場合、子どもを均等に教えることが難しい。
- 学年の違う児童への授業のため手が足りなくなりやすい
- 対応できる教科に限度があり、学校での内容まで達成できない。
- 複数学年混合での進行の難しさ
- 学習時間の日課にのらない子どもの対応について
- 集中力がない、他児へのイタズラ、声が大きい、等々。指導困難
- 最近では女兒1名が男性を拒否するため保育士に協力してもらった
- 各児の集中の度合いを見て少しずつ励ましながらやっている。
- 学力の低い児童が多いため個別対応が必要だが対応職員の人手が不足
- 基礎学力が身につけていない児童が大半をしめ、学習時間に立ち歩く、私語が多いなど集中力を欠き、落ち着いて学習することができない。
- 長期間入所している児童に興味・関心を持続させていくこと
- 学習面で個別的な能力差が大きく、個別指導が必要なケースが多い。一定時間集中して学習面の指導をすることが難しい状況である。
- 本人に問題を抱えた子が多いので、授業にならないときがある。※学習権の保障を考えるのなら、すみやかな学校への復帰を考えるべき。いつまでも一時保護所におかないことを考えよう。教員をおくとか、いかに保護所で学習させるか考えるのは、ますます長期化していくこと
- 異学年集団、能力差の対応
- 教材の準備、年齢差、学力差のある児童と一緒に学んでいること。国語、算数以外の教材の指導
- 教師資格を持った職員がいない。年齢差、レベルの差があり、指導不十分。復習中心となってしまう。（幼児中心の保護所であるため）

- 子ども達の学力の差が非常に大きい
- 学力が低いと、個別な指導になり、指導する人材が不足
- 学習力が乏しい児童が多い。平均1～2年の遅れあり
- ADHDやパニックを起こす子どもへの対応に苦慮
- 指導する人数、資格、内容等の面で十分な体制がとれていない
- 児童の個々の進級に差があり、個別指導する職員数の不足
- 指導職員の不足・専用の学習室がない・個別支援を要する児童がほとんどのため、保護児童数が増加すると、プリント学習が中心となってしまう、学力低下、意欲喪失等になりやすい
- 教員経験のない職員が、交替制勤務の中で指導しているため、本人に合った適切な継続した学習ができにくい。
- 保護児童の学年差
- 混合学習のため集中して取り組めない環境
- 年齢にばらつきがあるため対応に苦慮。
- 小1～高校生が一つの部屋で学習すること。学年差がありすぎて、一人一人に対応しきれない。落ち着きのない子・学習習慣のない子・やる気のない子が他児に与える影響
- 年齢、能力にばらつきがあり、個別対応が必要な児については他課の職員の協力を得て、学習指導にあっている。
- 幼児から18歳未満の児童が一つの部屋で学習するため、環境不備である。また、職員不足の状況にある。
- 程度に応じた教材が少ない。児童の集中困難による学習時間中の騒々しさ
- 小学生から中学生、時には高校生を同じ部屋で学習させなければならない場合
- 能力の低下と意欲の乏しさが全体的に感じられる。集中力のない児童の指導と他児に及ぼす影響への指導困難
- 混合処遇の中でまた学習に遅れのある児童が多くなる中で、個別に指導に当たる体制が取れない。
- 学力・学習意欲の低い児童について個別対応が必要となるため、他の児童との関係で対応が困難になる

- 場合がある。
- 学力に応じた指導が出来ていない
 - 集中力の乏しい子が大半である。抽象的思考力が養われていない。
 - 学習意欲が乏しい児童が多い。
 - 席に着けない。黙って人の話が聞けない。
 - 情緒的に不安定な児童が多く、学習への取り組みが困難なことがある。
 - 学年や主訴の異なる児童を同時に教えるのは困難。
学習指導員がいないため適切な学習指導ができない。
 - 学力に応じた学習指導を行なっているが、不登校等で、学年齢に応じた学力のない子に対して、学年齢以下のプリントをやらせると、プライドが許さず、学習に参加しないことがある。
 - 意欲、集中力が低く、とりかかれな子どもが多い。
 - 学習がきらいな子ども、学習に集中できない子どもに対し、指導を行なうこと。
 - 異年齢で発達障害児が増加しており、学習中に集中できる環境が作りにくい
 - 学習意欲の全くない児童への対応
 - 平行学習の際、学習レベルが異なる
 - 着席できない児童への対応
 - 学習をしたくない児童対応
 - 職員1人で担当する人数が多すぎる。教え方が難しい。個々の学力の差が大きい。勉強する習慣が身についていない子どもをどうやる気にさせるのか。
 - 学習意欲のない児童に、やる気を起こさせること。
 - ほとんどの児童に学習遅れがあり、意欲を持たせたいが、個々に関わる時間および専門性がない。
 - 学習時間中席につかせること
 - 混合処遇であるため静かな雰囲気を持続することが困難。
 - 日常生活指導員が学習指導を兼ねている
 - 小学生から中学生まで、非行、被虐待児、情緒不安定、不登校など様々な要因を抱えている子どもたちの混合学習であり、個々のレベルの差が激しいため、個人毎の関りが必要である。
 - ADHD、非行の児童でも職員がマンツーマンで教えることが可能であればできる。職員不足。
 - 児童の年齢にばらつきがある上、学習に遅れのある児童が多く対応に苦慮している
 - 学力がそれぞれ異なり、その把握に時間を要する。

厚生労働科学研究費補助金（子ども家庭総合研究事業）
児童虐待等の子どもの被害、及び子どもの問題行動の予防・介入・ケアに関する研究
（主任研究者 奥山眞紀子）

分担研究報告書
分担研究者 安部計彦 西南学院大学人間科学部

1-8 混合処遇の課題

有村大士（日本子ども家庭総合研究所）

A. 現状についての得点

人数・規模の差や、あるいは主観的なものが入っているので、統計的な有意は出ない。平均は、4.8であった。

B. 混合処遇による対応への苦慮

対応に苦慮した状況が「ある」と回答した一時保護所は全体の9割弱にあたる73ヶ所（89.0%）であった。対応に苦慮している状況が一般化している。

また対応に苦慮した頻度では、最も多いのが「年に数回程度」28（38.4%）ではあるものの、「ほぼ毎日」10（13.7%）、「週に数回程度」11（15.1%）、「週に1回程度」6（8.2%）、「月に1回程度」10（13.7%）と状況によって異なるものの、週に1回以上の対応に苦慮した場面があるとこたえている一時保護所はその他を除いて半数弱に上る。

困難を感じる場面については、「特定の子どもの興奮が、他事に不安を与える」66（83.5%）、「興奮や感情的な言動が起きやすい子どもに、刺激を与えて、興奮を誘発する」55（69.6%）、「養護児などが非

行児の影響を受け、真似た言動が見られるようになる」52（65.8%）、「非行児の問題行動やそれに対する職員の大声による注意などで、一時保護所が殺伐とした雰囲気になる」35（44.9%）、「非行児の無断外出を防ぐため、他事の所外活動が制限される」26（32.9%）などと、その子の持っている要素だけではない環境からの要素とのダイナミクスの中で、子どもが揺れ動かざるおえない状況に置かれている現実がある。また、上記「被虐待児が非行児の暴力やいじめの対象になる」43（54.4%）、「非行児による学習の妨害により、他児の学習権が侵害される」31（39.2%）など、直接的に非行児の問題行動等により、一時保護所が振り回される場面を半数以上の一時保護所が経験していることとなる。

さらに、統計的に調べてみると、一時保護所内での被害・加害にも発展する可能性がある「被虐待児が非行児の暴力やいじめの対象になる」は、「規模」と統計的有意があり、規模が「小規模」の場合、比率として3倍以上起こりにくいということが分かる。

対応に苦慮した頻度、それから内容を併せて考えると、本来子どもが「保護」されるべき場でも、非行児との力の関係や、問題行動により直接・間接的な影響を受けており、かつ職員が一時保護所入所児のリスクと環境調整を必ずしもコントロールできない現状となっている。そして、小規模にすることがその有効な対策の一つとして考えられることが分かる。

C. 対応・緩和策の内容

「実施している」の中で、最も多かったのが「状況によって、子どもを施設に一時保護委託する」32 (39.0%) で、規模が小さいほど問題行動がある、あるいは問題行動による影響を受けやすい子どもを一時保護所外で一時保護することにより、解決せざる終えない現状である。全国的に見て児童養護施設の空きが少なく、また職員の配置や一時保護所の構造自体が変化しにくいなかで、対応の手だてがなく、追いつめられた現状を示す。また「一時保護の期間を短縮して措置をする」28 (34.1%) が3割を超えており、小規模の一時保護所のように、「状況によって、子どもを施設に一時保護委託する」状況まで追いつめられていない状況ではあっても、中規模でも「一時保護の期間を短縮して措置をする、自宅に帰す」などの工夫を行わざるを得ない状況といえよう。

また、「実施している」ものとして、「個室を利用し、興奮しやすい子どもへの刺激を減らす」31 (37.8%)、「職員配置を手厚くする」27 (32.9%)が多く、また「実施したい」ものとしてもそれぞれ19 (23.2%)、29 (35.4%)となっており、一時保護所という限定されたハードの中で、現実

的に個室を活用し、そして職員配置を手厚くし、職員の目を行き届かせるようにすることがまず現実的な対応と考えている児童相談所が多いことが分かる。

D. 年齢や相談別に一時保護所を分ける案が進まない理由

理由として、「一時保護した児童を身近で観察し、話しをする必要があり、遠くの一時保護所に一時保護するとケースワークが困難になる」37 (46.3%)、「別の一時保護所が遠く、相互利用が不便」25 (31.3%)と、援助上の理由が最も多かった。「混合処遇もいい面があり、全面的に分ける必要がない」31 (38.8%)では、対応に苦慮した状況の有無や頻度とは統計的な関係性はなかった。また、「中高生を引き受ける一時保護所はでないだろう」14 (17.5%)現実の対応の中での中高生、特に非行児等の対応の難しさ等より、そう判断した一時保護所が多いことが推測できる。

その他、その他も考慮に入れると、一時保護所の数が少ない(1ヶ所~2ヶ所しかない)、財政面の問題、建物や敷地といったハードの問題も指摘されていた。

E. 一時保護所の施設・人員の状況

「十分足りている」と回答したのは1ヶ所 (1.2%)しかないのに対し、また「対応できていない」は11ヶ所 (13.3%)と1割を超えている。さらに、「十分ではないが対応している」30 (36.1%)、「足りないが何とか対応している」39 (47.0%)と、8割以上で、環境が整っていないことを感じながらも、何とか対応している現状である。

F. 必要な職員数

一時保護所の適正規模に関しては、「7～12人」36(43.4%)、「13～18人」36(43.4%)と8割以上の一時保護所が、7人以上18人以下と回答している。また、12ヶ所(14.5%)はグループホーム並みの6人以下と回答している。また、「一時保護所の適正規模」と現在の「規模」とは統計的に有意であり、現在の人数より少ない規模を記入する傾向が見られた。

規模はおおむね20人以下で、少なくとも現状よりは小さい方が、対応をしやすいと感じている一時保護所が多いことが分かる。

G. 考察

混合処遇の困難に様々な要素が考えられる中で、現場が現実の問題として最も苦慮しているのは、「非行児」と養護児をはじめとした「それ以外の入所児童」との関係性の中で悩んでいるという現実であった。特に被虐待の児童など、それまでも親の力関係を押しつけられて生活してきた児童が、一時保護されれば入所している非行児に影響、さらには加害を受けてしまう現状は、子どものウェルビーイング、あるいは最善の利益の保障という面から考えても、権利が守りにくい現状であると考えられよう。

現状を特に規模の面から見ると、規模が小さいほど、非行児をはじめとした入所児童の影響を受けやすいものの、問題自体は起こりにくいことが分かる。さらには、小規模の一時保護所で、「現状よりも小規模で、かつ被虐待児が非行児の暴力やいじめの対象になる」と、回答している率が低いことから、現状より小規模で、かつ選択

からすると18人以下、小規模(1日平均7人以下)になると非行児からのその他の児童への影響が1/3程度に減って事実から考えると、更に小さく10人以下にし、いくつか一時保護所を設けたり、あるいは大規模でもグループホーム、あるいはユニット化することなどが有効な解決策として考えられる。子どもの問題行動が顕著になったり、予測される場合に、他児への影響ができるだけ少なくなるよう個室が必要で、からならずとも1室でなく、人数に併せて複数設置することも考えられるべきであろう。

ただ、ハード面の問題、財政面の問題を挙げた回答の多さから、職員配置の基準や、一時保護所の環境等について抜本的に見直される必要がある。

表1 「被虐待児が非行児の暴力やいじめの対象になる」と「規模」の分割表*

度数 全体% 列% 行%	大	中	小	
ある	13 16.46 65.00 30.23	17 21.52 70.83 39.53	13 16.46 37.14 30.23	43 54.43
なし	7 8.86 35.00 19.44	7 8.86 29.17 19.44	22 27.85 62.86 61.11	36 45.57
	20 25.32	24 30.38	35 44.30	79

表3 「一時保護の期間を短縮して措置をする、自宅に帰す」と「規模」の分割表*

度数 全体% 列% 行%	大	中	小	
行っていない	16 19.51 80.00 29.63	11 13.41 44.00 20.37	27 32.93 72.97 50.00	54 65.85
行っている	4 4.88 20.00 14.29	14 17.07 56.00 50.00	10 12.20 27.03 35.71	28 34.15
	20 24.39	25 30.49	37 45.12	82

表2 「状況によって、子どもを施設に一時保護委託する」と「規模」の分割表*

度数 全体% 列% 行%	大	中	小	
行っていない	17 20.73 85.00 34.00	15 18.29 60.00 30.00	18 21.95 48.65 36.00	50 60.98
行っている	3 3.66 15.00 9.38	10 12.20 40.00 31.25	19 23.17 51.35 59.38	32 39.02
	20 24.39	25 30.49	37 45.12	82

表4 「別の一時保護所が遠く、相互利用が不便」と「規模」の分割表**

度数 全体% 列% 行%	大	中	小	
選択あり	1 1.25 5.26 4.00	5 6.25 21.74 20.00	19 23.75 50.00 76.00	25 31.25
選択なし	18 22.50 94.74 32.73	18 22.50 78.26 32.73	19 23.75 50.00 34.55	55 68.75
	19 23.75	23 28.75	38 47.50	80

表5. 「一時保護した児童を身近で観察し、話しをする必要があり、遠くの一時保護所に一時保護する」と「規模」の分割表*

度数 全体% 列% 行%	大	中	小	
選択あり	4 5.00 21.05 10.81	10 12.50 43.48 27.03	23 28.75 60.53 62.16	37 46.25
選択なし	15 18.75 78.95 34.88	13 16.25 56.52 30.23	15 18.75 39.47 34.88	43 53.75
	19 23.75	23 28.75	38 47.50	80

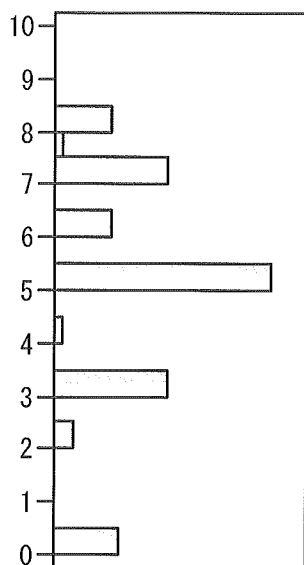
表6. 一時保護所の適正規模
「一時保護所の適正規模」と「規模」の分割表

度数 全体% 列% 行%	大	中	小	
6人以下	0 0.00 0.00 0.00	3 3.61 12.00 25.00	9 10.84 23.68 75.00	12 14.46
7～12人	5 6.02 25.00 13.89	9 10.84 36.00 25.00	22 26.51 57.89 61.11	36 43.37
13～18人	6 7.23 30.00 26.09	10 12.05 40.00 43.48	7 8.43 18.42 30.43	23 27.71
19～24人	9 10.84 45.00 81.82	2 2.41 8.00 18.18	0 0.00 0.00 0.00	11 13.25
25～30人	0 0.00 0.00 0.00	1 1.20 4.00 100.00	0 0.00 0.00	1 1.20
	20 24.10	25 30.12	38 45.78	83

<統計資料>

*表サイドは自由記述部分を掲載

現状についての得点



対応に苦慮した頻度

水準	度数	割合
ほぼ毎日	10	13.7%
週に数回程度	11	15.1%
週に1回程度	6	8.2%
月に1回程度	10	13.7%
年に数回程度	28	38.4%
その他	8	11.0%
合計	73	100.0%

欠測値 N 14

平均	4.7785714
標準偏差	2.2612612
平均の標準誤差	0.2702724
N	70

対応に苦慮した状況や場面

対応に苦慮した状況の有無

水準	度数	割合
ある	73	89.0%
なし	9	11.0%
合計	82	100.0%

欠測値 N 5

その他の内容

- ・ ケースによる
- ・ 課題児童が入所中は、幼児の萎縮した状況が見られる。
- ・ 苦慮の程度により一概に言えない。
- ・ 児童によって変化する
- ・ 入所児状況によって
- ・ 暴力的な児童が複数重なった期間(2～3ヶ月間)
- ・ 問題ケースの入所に伴い、頻度はその都度変わる
- ・ 養護児などが非行児の影響を受け、真似た言動が見られるようになる、特定の子どもの興奮が、他児に不安を与える
- ・ 特定の子どもの興奮が、他児に不安を与えることについて、定員オーバーした人数を保護しているとき、H16年度は7月以降定員超過の頻度が高い

困難を感じる場面

水準	度数	割合
被虐待児が非行児の暴力やいじめの対象になる	43	54.4%
非行児の問題行動やそれに対する職員の大声による注意などで、一時保護所が殺伐とした雰囲気になる	35	44.3%
養護児などが非行児の影響を受け、真似た言動が見られるようになる	52	65.8%
非行児の無断外出を防ぐため、他児の所外活動が制限される	26	32.9%
非行児による学習の妨害により、他児の学習権が侵害される	31	39.2%
特定の子どもの興奮が、他児に不安を与える	66	83.5%
興奮や感情的な言動が起きやすい子どもに、刺激を与えて、興奮を誘発する	55	69.6%
その他の困難な状況	11	13.9%
合計	79	100.0%

欠測値 N

8

対応・緩和策

対応・緩和策の内容

実施している	選択あり		選択なし			
			選択あり		選択なし	
実施したい						
状況によって、子どもを施設に一時保護委託する	32	39.0%	8	9.8%	42	51.2%
一時保護の期間を短縮して措置をする、自宅に帰す	28	34.1%	6	7.3%	48	58.5%
個室を利用し、興奮しやすい子どもへの刺激を減らす	31	37.8%	19	23.2%	32	39.0%
心理士を配置している	13	15.9%	2	2.4%	67	81.7%
中学校の生徒指導担当であった教員を配置する	1	1.2%	3	3.7%	78	95.1%
職員配置を手厚くする	27	32.9%	29	35.4%	26	31.7%
幼児は児童相談所で一時保護せず、児童養護施設に委託保護する	15	18.3%	3	3.7%	64	78.0%
その他の対応・緩和策	19	23.2%	1	1.2%	62	75.6%

その他の対応・緩和策の内容

- ・ 2歳未満については乳児院に委託
- ・ グループ員の意見交換をはかり、細微までの意見統一と検討を図る。交替制勤務で施設機能をもつそういった場では、単純であるが重要と考える
- ・ 学齢児童以上を男女別処遇をし、生活が重ならないように日課を工夫し、男児は男性職員が女児は女性職員が指導している。
- ・ 居室の部屋割り、グループワーク等の活動内容を変更する
- ・ 個室が確保できないので、相談室を借り、個別対応した職員も応援体制を組んだ。
- ・ 事務室で執務している相談受付員や電話相談員にも協力を得ている
- ・ 児童支援ホーム
- ・ 実状として、一時保護は兄弟の場合を除き一人ずつ。
- ・ 周囲に危険を及ぼす恐れがある場合、担当福祉司の見守り応援を依頼
- ・ 生活の内容を工夫、担当CW・心理との面接
- ・ 他の一時保護所との連携
- ・ 他の児相へ委託
- ・ 他僚から職員を応援してもらう

- ・ 同部屋の構成児の見直しを行う
- ・ 入所時期を調整する
- ・ 入所前に予想できれば、重複しないよう日にちをずらしてもらうよう福祉司にお願いすることもあるが、緊急性のある場合が多く配慮できない場合が多い。
- ・ 保護の時期を可能な限り調整する
- ・ 保護児童が少ないため、現在のところどうにか対応できている。
- ・ 夜間を職員で対応している。
- ・ 幼児の日課は学童とは別
- ・ 幼児は一時保護所で一泊程度入所させ、その後委託

その他の実施したい対応・緩和策の内容

- ・ きちんとニーズに対応した様々なスタイルの児童福祉施設をつくっていくべき。保護所は長期化せず、スムーズに入退所が可能なら問題がない。
- ・ さらに手厚く
- ・ スペースがないが、個別対応できる部屋の設置
- ・ 一番可能性があるものとして…
- ・ 居室空間を完全に分離する

- ・ 警察署への一時保護委託。
- ・ 職員の配置を多くして、公園などへ連れていき、なるべくストレスを溜めさせない工夫をしたい
- ・ 相談部と連携し、入所する子どもの調整等を図っている
- ・ 中・高校生をもっぱら保護している児相の保護所に移送して、直接の暴力等を防いだ
- ・ 直接処遇の人員増
- ・ 特に粗暴な非行児、触法・身柄付で緊急入所する中学生は児童自立支援施設への委託
- ・ 特に夜間帯
- ・ 非行ケース（中学生以上）については、児童自立支援施設での一時保護委託が必要と思われる。保護所での対応には限界あり。
- ・ 分離処遇の可能なスペース、職員の確保
- ・ 問題行動の児童に対して実施していることであるが、日課のうち、自由時間を居室での範囲時間として利用させる。ただし、メインの日課 学習（午前）、グループ活動（午後）、食事・おやつ（4回）、日記の時間（夜）、ラジオ体操、検温、朝の散歩（朝）の集団日課には必ず参加させメリハリをつける。
- ・ 幼児は別処遇。小学生・中学生は別日課とする。

一時保護所の役割分担

年齢や相談別に一時保護所を分ける案が進まない理由

水準	度数	割合
一時保護所が県内に1ヶ所しかない	18	22.5%
別の一時保護所が遠く、相互利用が不便	25	31.3%
中高生を引き受ける一時保護所は出ないだろう	14	17.5%
混合処遇もいい面があり、全面的に分ける必要がない	31	38.8%
一時保護した児童を身近で観察し、話しをする必要があり、遠くの一時保護所に一時保護するとケースワークが困難になる	37	46.3%
一時保護所を分ける案が進まない理由その他	13	16.3%
合計	80	100.0%

欠測値 N

7

一時保護所を分ける案が進まない理由

その他の内容

- ・ メリット・デメリットを考慮し、多くの意見があり、有効的な集約にはいたらない
- ・ 児相を運営している職員が特殊性である心理職により占められている面があり、全体を見回せ、施設運営という面で深く、広く、また経験に富む職員が少ない
- ・ 児相の主流がケースワーカー、判定員であり、一時保護所に対する認識の甘さ、理解不足がある
- ・ 一時保護所のみで解決すべき問題ではないのでは…。子どもにとって様々なバリエーションを用意すべきでは。
- ・ 一時保護所の数が県内に2カ所しかない。
- ・ 一時保護所の役割として受けざるを得ない

- ・ 一時保護所を増設すると財政的負担が大きくなる。
- ・ 建物構造上の改善がままならない
- ・ 混合処遇がよくないという前提の質問だと思いますが、根本の考え方に疑問有
- ・ 財政的な問題
- ・ 実態として、保護所間で年齢により分類して処遇している。
- ・ 常に問題が起きている訳ではない
- ・ 敷地確保が困難
- ・ 予算がない。
- ・ 予算上、建物の新設と人員増配置が困難

一時保護所の現状と意識

一時保護所の施設・人員の状況

水準	度数	割合
十分足りている	1	1.2%
十分ではないが対応している	30	36.1%
足りないが何とか対応している	39	47.0%
対応できていない	11	13.3%
その他	2	2.4%
合計	83	100.0%

欠測値 N

4

必要な職員数

水準	度数	割合
情緒障害児短期治療施設なみ（6歳以上で子ども5人に対して職員1名）	15	19.7%
常時6歳以上の子ども6人に対して職員1名	8	10.5%
障害児施設なみ（6歳以上で子ども4人に対して職員1名）	29	38.2%
その他	24	31.6%
合計	76	100.0%

欠測値 N

11

一時保護所の施設・人員の状況

その他

- ・ 一概に数が充足していれば、一時保護所の運営が有効に機能するとは考えていない。しっかりした共通理解としてのチームワークと各職員のスキルによって運営の可否が分かれる。ただし、交替制勤務職員の休暇や数字では表れない勤務時間、内容の負担は、数が多いことでかなり解消
- ・ 十分ではない。早期に見直しの必要あり
- ・ 物理的狭少、老朽化及び人員配置が時代の流れについていけない。

一時保護所の適正規模

一時保護所が考える適正規模

水準	度数	割合
25～30人	1	1.2%
19～24人	11	13.3%
13～18人	23	27.7%
7～12人	36	43.4%
6人以下	12	14.5%
合計	83	100.0%

欠測値 N

4

適正規模の理由

①適正規模の選択「25～30人」

- ・ 職員の配置基準の見直し、個別対応できる個室の充実。Y市では、保護児童の増加により、一時保護所を増設。分室（幼児用、24名）と第2分室（学童小1～4、30名）を設置（全体84名）し、対応しています。それでも対応しきれない保護児童数となっています。

②適正規模の選択「19～24人」

- ・ 幼児8、学男8、学女8の計24名程度が適当と思われる。学齢児については、15～16名が1人の職員が行動を把握できる限界である。

- ・ 1人の職員で指導できる子どもの人数は、幼児6～8名学齡児で12～16名と考えられる。(ただし、子どもの状態による)
- ・ 幼児、学齡男子、学齡女子各10名以下
- ・ 落ち着ける生活環境を提供するためには、ぎりぎりの数と思われる
- ・ 一つの集団として移動、把握できる
- ・ 緊急対応(入所)を考えると、一定の規模が必要です。小数職種(心理、調理)などの配置が困難になり、スケールメリットが必要である。
- ・ 保護児が多い
- ・ 1. 男女別、幼・小学校低学年、小学校高学年、中の8つのグループに分けると多人数のグループができない。
- ・ 2. 職員、変則対応でどうにか安全が保てる。
- ・ 保護児童数と職員の兼務体制のバランスがとりやすいと思われる
- ・ 保護児童数と職員の勤務体制のバランスがとりやすいと思われる。
- ・ 集団として把握する為の限度
- ・ 施設規模・職員数等から

③適正規模の選択「13～18人」

- ・ きめ細かい処遇を図るためには児童数は少ない方がいいが、今後虐待児童の増加が見込まれる状況では、当一時保護所の規模・体制からいって、13～18人が適当と思われる。
- ・ 職員1名に対して6歳以上の子どもを2～3名とした場合
- ・ 人数が多いとトラブルも多いがその中で遊び仲間も現われる。又、集団活動などグループ活動もできる。
- ・ 入所児数が多いと、子ども間のトラブルが多発し、ケアがいきとどかない面が生じることから、現在の規模が適切である。
- ・ 一人一人の児童に手厚い援助と、児童相互の適度な交流が図れるのが12から15人

というのが当所の施設規模、職員体制からみた経験値

- ・ 個々の子どもに適切に対応できる限界の人数
- ・ 児童が多くなると職員が目が届きにくくなり、児童同士のトラブル等が増加する。
- ・ 職員数が増えても一時保護している子どもが増加することにより問題が多くなるため、子どもに個々に関わるのが困難になる
- ・ 幼児の集団と仮定すれば、一つの集団でまとまりがあり、安全に把握できるのは16人くらいまでだと考える
- ・ 人数が多くなるだけで、集団が不安定になるため
- ・ 一時保護所は、一人一人の子どもが問題を抱入所し、今後の方向性を見出すための、面接、検査、判定、行動観察を目的としているため。
- ・ 10人を超えると騒ぐ
- ・ 保護を中心とした施設環境となっており、子どものストレスが蓄積される要因につながると考えられ適正規模は20名までが望ましい。
- ・ 行動観察・保安を考慮すると13～18人程度の人数が良い
- ・ 集団が大きくなると児童の中に集団心理が生じ、指導が困難になる。
- ・ 当県では、定数12名であるが、それを超え一時委託しているときがあるので、13～18人が望ましいと考える。
- ・ 昼、夜間とも4人の(指導2、保育士2)の勤務体制では妥当
- ・ 職員の指導が行き届かなくなる。

④適正規模の選択「7～12人」

- ・ 集団としてのまとまりを考えるとこの程度の人数が望ましい
- ・ 多すぎると全職員が全児童を把握することが困難。少なすぎると児童間の対人関係

面の行動観察ができにくい。

- ・ 居住スペース上と、児童の状況把握のためには、この位の人数が適当と考える
- ・ 当所管内の状況であれば現在の定数(12名)が妥当な規模
- ・ グループとして行動できる限度
- ・ 被虐待児の保護が増加しており、児童数が多いと児童と向き合う場面もとれず、適正な処遇ができない。10~15人程度がベター
- ・ 子ども一人一人に合わせて対応が可能となりやすい。

職員配置、施設の規模

- ・ グループとして活動形態がとりやすい。現状の職員数での指導がやりやすい
- ・ 年齢、相談種別も多様な児童が不定期に入所してくるため、早期に児童の精神的安定を図る必要がある。子どもたちに家庭的な関わりをしていくためには、12人が限度だと思われる。
- ・ 小規模の方が落ち着けると思われる。人数が多いと、不必要な刺激も多くなる。
- ・ 入所人数が少ないと集団遊びができず、多いと多種多様な子ども達をまとめた指導は難しい。
- ・ 保護児童の年齢、主訴、保護期間等に違いもあり、個々の児童にきめ細かい関わりを必要とする場合や情緒の安定をはかり落ちついた生活を過ごすためには7~12人が適性規模と思う
- ・ ケースの困難性(児童の性格的な)があるため、担当者1に上限4人くらい
- ・ 非行児童を複数入所させた場合、対立しても親和関係になっても問題が発生する。
- ・ 個別指導が必要な子どもが多い
- ・ 施設の満床等社会の受け皿が乏しい中、保護所での生活が長期化するが、当所は10名定員で家族的な関わりができるため療育的アプローチを行っている。

- ・ 個別処遇が行いやすいため
- ・ 集団として活動しやすい
- ・ 現状(12名定員)で対応可能な状況。
- ・ 視野の中に入る数。3グループに分けて一人が指導できる数
- ・ 行動観察を目的にしている以上、児童数が少なすぎても行動観察にならないし、多すぎても管理的になりやすく、また行動観察にならない。
- ・ 多様な問題を持った児童が入所するため集団統制が取れず、また一人一人の行動観察が十分ではない。
- ・ 処遇が行き届く
- ・ 職員の宿直対応(労働基準法)入所児童が多くなることによる職員の関わりが薄くなること
- ・ 10人以上になると騒々しくなり、子どもが落ち着かなくなる。子ども間のトラブル、イライラも増えてくる。
- ・ 十分な個別指導や観察を行うには12名位が限度と思われる。
- ・ 社会情勢からみると定数は多く必要と思うが混合処遇の指導の困難性などから、施設整備・職員配置(夜間・休日等)と併せて適正規模を考える必要がある。人数が多くなると児童間のトラブルも増す。
- ・ 緊急保護、兄弟複数人での入所等々があり、常に2~3割の余裕を見込む必要がある。又、1保護所20名定員くらいの規模がベター。
- ・ 多人数の場合、子ども同士の刺激が強くなり、「安心、安定」の場が保持しにくくなり、子どもが不安定になる。
- ・ 多人数になると児童の安定した環境の提供ができず、また少ないと児童間のかかわりの状況の観察ができない場合がある

⑤適正規模の選択「6人以下」

- ・ 不安定な状態を安定させていくため。経験的に子どもが安心した生活ができ、それぞれのプライバシーが守られる人数と思

われる。

- ・ ゆっくり子どもと付き合い、分かってあげられる機会が増える
- ・ 最低基準に基づくもの。定員20名を勘案し、児童指導員3人（兼務1名）、看護師1人計4人の配置となっている。
- ・ 柔軟な対応（個別）が可能。児童の側からも見守られている感が持て、情緒安定が図られる。
- ・ 個別処遇が必要なケースがほとんどの中で現職員数においては6人以下にあてはまる
- ・ 個室を持てる。職員とゆっくり話ができる
- ・ 生活スペース・職員数・保護目的の多様化等、現状をみると現在の定員(10名)では十分な対応ができかねる場合が考えられるため。
- ・ 保護所の規模、職員数によるが少人数ほど適切な対応が可能
- ・ 保護児童の行動観察可能範囲
- ・ 設備の大きさから見て、6人以下が望ましい。

混合処遇解消策としての要望や意見、工夫している点

- ・ 平成18年度から施設の移転改築予定面積が約2.5倍になる
- ・ 非行児童によっては、児童自立支援施設の利用を可能とするなどの検討が必要かと思われる。
- ・ 非行の進んだケースについては、保護所生活への適応は難しい。男女間トラブルや他児への威圧的言動から集団が不安定化してしまうことが多い。非行ケースについては児童自立支援施設への一時保護委託ができるように要望したい。
- ・ 被虐待児のみならず、単純養護児であっても、家庭、養育機能の問題が起因しての、本児自身の問題を多々抱える児童が増え

てきている。従って、それら個々の事情に配慮した対応をするためには、適切生活スペースや職員配置が必要と考える。

- ・ 反社会的行動児の保護が複数とならないような相談等担当に理解を求めている。
- ・ 年齢別（小学生・中学生）に所外活動に連れて行く。能力別に学習を実地している。就寝時間をわけている。
- ・ 年齢による混合は問題ないが保護理由による区別は必要かもしれない。
- ・ 入所調整の時点で、年齢や相談別を考慮する。
- ・ 入所数の多さにふりまわされてしまっている
- ・ 当県には2ヶ所の保護所があるが、当県の人口構成から考え、3ヶ所は必要である。この様な中、混合処遇の改善策も考慮し既存の施設を活用する方法として児童自立支援施設に一時保護部門を設けることが適当と思う。
- ・ 男女別棟を要求している。工夫している点は入所面接で男女交際は禁止を約束させている。男女が一緒にいるときは職員が必ず近くに居るようにしている。
- ・ 担当福祉司、判定員らと観察会議等を開き、情報交換しながら、個々のストレスが溜まらないように配慮している
- ・ 上に上げたものにつぎるが、メインの日課のきっちりした枠組と職員相互の綿密な連携。混合処遇という自然にもし出される家庭的雰囲気、職員相互がきちっと連携をとって安定していれば、その反射として集団の子供は、主訴はどうあれ安定した方向へ時間の長短はあれ、つながってゆく
- ・ 所内別棟の児童支援ホームの活用
- ・ 子どもの安定、保護の目的からすると、分類収容、男女別収容が適当と思慮する
- ・ 混合処遇という表現が適切とは思わない。養護と非行という区別ではなく、個々の子

どもの状態に応じた処遇を考えることが必要ではないのでしょうか

- ・ 混合処遇という表現が適切とは思わない。養護と非行という区別ではなく、個々の子どもの状態に応じた処遇を考えることが必要ではないでしょうか。
- ・ 国として、明確に設置基準の中に混合処遇解消の手だて（建物・人員配置等）を盛り込んでほしい。
- ・ 個別的ケアのための個室化、非行系児に適切に対応するためのプログラムが必要。
- ・ 個室化
- ・ 緊急性のない非行児の入所時期を調整している
- ・ 居室の個別化が必要
- ・ 改築が決定。定員 20 名に見合った居室空間となっており、また。個室等が確保されている。
- ・ 一つの一時保護所の中でも刺激しあうことの少ない、距離がとれる、広い空間、複数の空間があればよいと思う。早期の個室の設置
- ・ フレキシブルに活用できる個室が必要（暴力、精神不安等の児童の個別指導）。プレールームや静養室の新設、ハード面の充実が望まれる。
- ・ できる限り、幼児は個別対応。
- ・ 個別対応、男女別、年齢別に居室、生活空間が分けられるのが望ましい。
- ・ 入所時オリエンテーションを十分に行う。（保護目的の確認、それに応じて日課内容も違うことを事前に説明しておく）
- ・ 担当 CW との定期的に面接を実施する。（1～2W 程度の日課計画について話し合いを持つ）
- ・ 職員の配置基準の見直し、個別対応できる個室の充実。Y 市では、保護児童の増加により、一時保護所を増設。分室（幼児用、24 名）と第 2 分室（学童小 1～4、30 名）を設置（全体 84 名）し、対応しています。

それでも対応しきれない保護児童数となっています。

要望として、

- 1 男・女別に保護所を分ける。
 - 2 非行児童とその他の児童を別々に処遇する。
 - 3 幼児は施設に一時保護委託を原則とする
- 工夫している点は、
- 1 活動メニューを別にする。
 - 2 他の職員への応援依頼
- ・ 当所は、定員を 15 名から 25 名に拡大した際、幼児と学童以上の 2 グループに分けた運営を開始しました。生活リズムの異なる幼児と学童以上を分けたことにより、児童の安全確保、集団の安定がはかられました。

厚生労働科学研究費補助金（子ども家庭総合研究事業）
児童虐待等の子どもの被害、及び子どもの問題行動の予防・介入・ケアに関する研究
（主任研究者 奥山真紀子）

分担研究報告書
分担研究者 安部計彦 西南学院大学人間科学部

1-9 一時保護所のある日の姿

井出智博（九州産業大学大学院）

A. はじめに

本研究では全国の一時的保護所のある一日の姿を明らかにすることで、現在の一時的保護所の課題について検討することを試みた。「ある日」として通常業務が行われたウィークデーの平成17年9月21日水曜日を選び、子どもや職員の状況、面会などの人の動き、子どものトラブルなど、一日の一時的保護所様子について回答を求めた。結果は、一時的保護所の規模ごとに整理し、それぞれの規模の一時的保護所の姿について報告する。なお調査結果についての統計分析にはJavaScript-STARを利用した。

B. 方法

全国の一時的保護所を有する児童相談所すべてに郵送で調査票を送付し、88ヶ所の一時的保護所から回答を得た。

回答内容について、規模ごとの分析をおこなうために平成16年度の一日の平均入所児童数が7名未満の一時的保護所を小規模一時的保護所、7名以上14名未満の一時的保護所を中規模一時的保護所、14名以上の一時的保護所を大規模一時的保護所と分類

した。小規模な一時的保護所は40ヶ所、中規模な一時的保護所は26ヶ所、大規模な一時的保護所は21ヶ所である。

C. 調査結果

1. ある一日の全一時的保護所の子どもと職員の状況（表1～表10、図1）

（1）職員の構成について

ある日に全国の一時的保護所に在籍していた子どもは1273名であった。その日に全国の一時的保護所に勤務していた職員の総数は371名で、心理職や学習指導員を除いた児童指導員と保育士の総数は277.5名であった。つまり、ある一日の日中に一時的保護所の職員は一人当たり約4.6名の子どもの支援にあたっていたことになる。一方、ある日に夜勤をしていた職員や175名で、夜間は一人当たり約7.3名の子どもの支援にあたっていることになる。

（2）入所していた子どもについて

一時的保護所で生活する男女の割合はほぼ同数で、小学生の子どもの割合が約42%（532名）を占めていた。また一時的保護されている理由として虐待は30%（382

名), 非行・ぐ犯は 11.1% (141 名) であった。

(3) 一日の出来事について

ある日に全国の一時保護所で行われた入退所数は 97 件 (114 名) で, 1ヶ所の一時保護所では平均 1.1 件 (1.3 名) の入退所が行われていた。また, 面会などの出来事は 331 件 (272 名) 行われ, 子どものトラブルは 271 件が報告された。

2. ある一日における規模ごとの一時保護所の姿

本調査では全国のさまざまな規模の一時保護所の現状をより詳細に把握するために, 平成 16 年度の一日の平均入所児童数が 7 名未満の一時保護所を小規模一時保護所, 7 名以上 14 名未満の一時保護所を中規模一時保護所, 14 名以上の一時保護所を大規模一時保護所と分類した。ここでは, それぞれの規模の一時保護所のある一日の姿を描き出すことを試みたい。

(1) 大規模一時保護所の姿 (表 11~表 13, 図 2)

①ある日の大規模一時保護所の子どもと職員

大規模な一時保護所 20ヶ所では全国の一時保護所で生活する子どもたちの約 65%にあたる 838 名が生活している。この日の日中に大規模一時保護所に勤務していた職員は 131 名である。そのうち, 児童指導員, 保育士は 95 名で, 単純に考えると一人のス職員が約 8.8 名の支援にあたっていたことになる。また夜間勤務していた職員は 52 名で, 一人当たり約 16.1 名の子どもを支援していたことになる。

なお夜間の児童指導員や保育士を除くその他の職員 (夜間専門の職員など) も夜勤にあたっていると回答したのは 6ヶ所であった。

同じ日, 大規模一時保護所に勤務していた心理職は 13 名, 学習指導員は 11 名であった。心理職は全大規模一時保護所のうち, 約 62%に勤務していたことになり, 単純に考えると心理職一人当たりの子ども人数は 97.9 名になる。同じく, 学習指導員は全大規模一時保護所のうち, 約 52%に勤務していたことになり, 一人当たりの子どもの人数は 115.7 名になる。

一方, 1ヶ所の大規模一時保護所で生活している子どもは平均で 24.4 名である。そのうち約 9.7 名 (39.6%) が小学生, 6.7 名 (27.5%) が中学生, 6.7 名 (27.5%) が就学前の子ども, 15 歳以上は 1.3 名 (5.5%) である。一時保護をされている理由別に見ると 11.3 名 (46.2%) が虐待, 3.8 名 (15.6%) が非行・ぐ犯を理由に一時保護されている。

②ある日の大規模一時保護所における出来事

ある日一日に大規模な一時保護所では子どもの平均約 2.5 件の入退所があり, 2.9 名の子どもたちが入退所をおこなっている。その内訳は, 入所が約 1.2 件 (約 1.4 名), 退所が約 0.8 件 (約 0.8 名), 緊急保護が約 0.5 件 (約 0.7 名) である。

また, 子どもの面会等は一日の間に平均で 6.5 名 (5.9 回) の子どもにおこなわれている。児童相談所外からの子どもへの面会は保護者の面会が 0.7 名 (0.7 回), 担任などの関係者の面会が約 0.4 名 (0.4